

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號三第

卷四十三第

行發日一月三年七和昭

### 論叢

官吏の俸給 . . . . . 法學博士 神戶正雄

魚食論 . . . . . 法學博士 財部靜治

統計系列論に於ける一課題 . . . . . 經濟學士 蜷川虎三

### 時論

軍事費の支辨方法 . . . . . 經濟學博士 沙見三郎

金再禁後の爲替相場 . . . . . 經濟學士 谷口吉彦

### 研究

紀州家名目金 . . . . . 經濟學士 菅野和太郎

長期景氣波動と世界恐慌 . . . . . 經濟學士 柴田敬

助郷制度に就いて . . . . . 經濟學士 黒羽兵治郎

### 說苑

世界不況對策としての國際貸付銀行案 . . . . . 經濟學士 松岡孝兒

印度鐵道の世界的地位に就て . . . . . 經濟學士 金持一

世界經濟論の對立に就て . . . . . 經濟學士 名和統一

### 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

研 究

紀 州 家 名 目 金

菅野 和 太 郎

一、緒 言

殊に徳川の中期以降貨幣經濟の生成を顯著に見るに至つてより、貨幣需要は益々旺盛となつた。即ち其の貨幣經濟の發達によりて財政窮乏を來せる諸侯は勿論のこと、一般武士及び農民も富者よりの借財を俟つて、辛くも其の生活を支持し得る状態であつたのである。茲に於て諸種の金融制度の發生を見たが、其の一制度として而かも徳川時代特有の制度たる名目金なるものが出現するに至つた。

商業の著しく發達せる徳川時代に於て、先づ商業によりて富を致したる町人は、其の獲たる富を一層確實に且つ永久的に利殖せんとして、金貸に従事するに至り、他方生活困窮を來せる諸侯・

武士及び農民等による消費資金の需要は時の経過と共に益々旺盛となつた結果、其の資金の貸借は勢ひ高利となり、富商は彌が上に其の富を増殖し得るの境遇にあつた<sup>1)</sup>。併し乍ら又富商は常に其の資金の貸倒に悩まれつゝあつた。蓋し資金を需要する借主は當時上級の社會階級に屬し、貸主たる富商は最下級の社會階級であつたため、富商は借主に對し政治上及び法律上全く無力であつた。當時如何に富商が債權を安全に保護し得なかつたかは、例へば如何に多くの富商が大名貸の貸倒によりて倒産せしかによりても<sup>2)</sup>、之を知ることが出来る。かくして一方には資金を融通せんとする富商多數出現し、他方其の資金の融通を仰がんとするの要求も熾烈に存したが、債權保護の手段の確立せられざるがために、金融の途が杜絶し、經濟上に多大の支障を見んとするの勢にあつたことは「山下幸内上書」によりて次の如く述べられて居る<sup>3)</sup>。

『一 金銀出入之公事御取上無御座候事を、天下徳政被仰出と心得、一切借り方之者ども、大名小名下々に至迄、返辨不仕候に付、追て徳政にては無之と被仰分之様に被遊候事、(中略)』

一 右之被仰分にてても、金子の公事御取上無御座候上は曾て返辨金は不仕、依之新規貸金仕候もの無御座候、日本之寶すくみとなり、困窮の種となり候、縦ば流に木を横ふごとく、終に殃のはしと可成御事に御座候、金銀は通るを以たからと仕候(下略)』

此の窮狀の打開策として生れ出でしものが即ち名目金である。名目金は皇族・公卿・社寺或は諸侯が幕府の許可を得て、何等かの名目を附して行ひし金錢の貸附を言ふもので、それには官金同様の保護が幕府によりて加へられたため、<sup>4)</sup> 富商は名目金によりて始めて安全に其の金貸業務の繁榮

1) 拙著、日本會社企業發生史の研究、454—77頁  
2) 同上、490—91頁  
3) 日本經濟叢書、卷五、4—5頁  
4) 堀江保藏、「徳川時代の寺社名目金」(經濟論叢、第二十七卷、第六號)

を期することを得た。かゝる性質を有する名目金は申す迄もなく時勢の要求に投ずる處少くなかつたため、享保以後江戸・京都・大阪を中心として各地に廣く行はれるに至つたのであるが、其中寺社名目金が最も盛に行はれた。寺社は名目金の貸附によりて充分なる収入を擧げ得たと共に、幕府自身も寺社に對する金銭的負擔を減免することを得て、寺社名目金は當時財政上及び金融上に多大の重要性を有したのであるが、諸侯の名目金のみは更に別異の意義を有して居た。即ち徳川時代諸侯の名目金の行はれしことは、明かに封建社會崩壞過程の一相を示すものである。併し茲に諸侯の名目金と言ふけれども、諸侯は何れも名目金の貸附を行ひ得たものでなく、唯徳川幕府の御三家たる水戸・尾張・紀伊の諸侯に限られて居た。茲では先づ紀州家名目金に就きて考察することにする。

## 二、紀州家名目金の由來

紀州藩に於ては貧民救濟及び産業獎勵の目的を以て御仕入方なる役所を元祿十三年に設置し、最初は主として熊野地方の領民の生業及び生活の資を供することに盡力したが、治寶の時代に至り、其の事業を擴張し、領内の各地は勿論のこと、領外に迄御仕入所の出張所を増設した。而して左に掲ぐる出張所は國産物の販賣と言ふよりも寧ろ領外の人々へ所謂名目金を貸附くるために設けられしものである。

- 5) 寺社名目金に就きては、小林庄二郎、「増上寺とその金貸業」(歴史地理第十卷、二號)。堀江保藏、前掲論文。吉川秀造、「熊野三山貸附金に就いて」(經濟史研究、第三號)参照  
6) 吉川秀造、「明治政府と名目金」(經濟史研究、第一號)  
1) 和歌山縣誌、上卷、696—98頁

江戸	延享二年二月	大阪	文化十年三月	泉州堺	文政六年十一月
江州大津	文政七年十月	京都	文政八年二月	勢州松阪	文政十年九月
攝州兵庫	天保四年十二月	城州伏見	天保六年	江州八幡	天保七年七月
美濃大垣	天保九年	奈良		美濃笠松	

紀州藩が何時頃より名目金の貸附に従事し始めたかは、之を明かにし得ないが、恐らく文政六年十一月より堺を始め大津・京都等の諸所に出張所が設置せられし時より開始されしものと思ふ。而して左に引用する借用證書によりて知らるゝ如く、紀州藩が幕府より用途金として拜借せし金銭である旨を貸附資金に冠せしものが即ち紀州家名目金で、紀州藩では此の名目を冠することによりて、其の債権を確實に保護することが出来た。

『奉拜借御金之事』

合 金百五拾兩也

但御利足月六朱

右者

紀州様爲御用途金從  
御公儀様拜領御借金之内書面之金高村々連印を以奉拜借候處實正に御座候御上納之儀は來十二月二十五日限元利御上納可仕候且臨時御用之節は不期限月何時に而も御上納可仕候(以下略す、傍點筆者)』

紀州藩は何が故に名目金の貸附に従事するに至つたかと言ふに、其の原因は凡そ二つあると思ふ。其の一つは紀州藩の財政窮乏で、他は熊野三山名目金の先例である。即ち紀州藩は其の財政窮乏を救済するの一手段として、熊野三山貸附金に準じて名目金の貸附を實施するに至つたので

2) 同上、701—702頁。883—4頁。  
3) 同上、878頁  
4) 川島宗兵衛家文書

ある。抑も紀州藩は其の祖藩頼宣の時代より財政窮乏し、辛くも幕府よりの借金・家中よりの御借上及び一般借金の棒引等で彌縫し得た。其の後財政は益々窮乏し、新税の設定・扶持の軽減・藩札發行・借金棒引・献金等によりて其の救済を圖つたが、治寶の治世に至り、財政の窮乏は愈々極むるに至りて、遂に熊野三山貸附金に準じ、御仕入役所を刷新増設して、名目金の貸附を斷行し、以て財政救済の一助となした<sup>5)</sup>。熊野三山貸附金は享保二十一年三月將軍吉宗が其の郷國の大社たる熊野三山に修復料として二千兩を寄附し、之を領内の士民に貸附せしめしことに基因するもので、其の運用管理は紀州藩が之に當り、其の擧げたる利益を以て宮社の修繕維持に充てしめた。然るに熊野三山貸附金は所謂幕府寄附修復料を運用せし資金であり、且つ紀州藩が之を取扱かつたため、其の債權は確實に保護せられ、貸倒れ等による損失は殆んど生じなかつた。之を觀取せし當時の富商は、債權保護の手段なきために、徒らに其の富を死藏して居た時であつたため、三家親藩の一つたる紀州家が公儀の威令を借り、既に寺社に於て行ひつゝありし名目金の貸附に従事すれば、其の富を有利に且つ安全に運用し得べしと考へ、又紀州藩も之によりて多少財政收入を擧げ得べしとして、茲に紀州家名目金なるものを案出するに至つたのである。

かくして紀州家名目金は熊野三山貸附金に範を採つたのであるが、富商の資金を差加金として貸附資金に加入せしむるが如き組織は——之が本質的なる名目金で、既に大阪に於てはかくの如き組織を有する寺社名目金が寶曆年間より行はれて居た<sup>6)</sup>。——紀州家名目金の方が熊野三山貸附

5) 和歌山縣誌、上卷、812—8頁

6) 堀江保藏、前掲論文

金よりも先に之を採つた。蓋し紀州藩は既に早く文政六年堺に貸附所を設置して、富商の資金を運用して居るが、熊野三山貸附金はそれより五年後即ち文政十一年に至りて、江戸に貸附所を設置し、始めて私金を加入せる貸附に従事した。而して金融上に於ても、紀州家名目金の方が熊野三山貸附金よりもより大きく活躍せしことは、其の貸附金額によりて之を知ることが出来る。即ち明治五年の調査によれば、紀州家名目金の貸附高は約九十六萬八千兩に達したが、熊野三山貸附金は約六十五萬五千兩であつた。

紀州家名目金は文政以後明治初年名目金の廢止ある迄、金融上に偉大なる役割を演じ、其の貸附金額は合計金百十七萬千四百七十三兩三分永四十一文、錢三百八萬七千三百四十二貫五百九十九文の巨額に達した。かくの如く紀州家名目金が金錢上に偉大なる役割を演じたのは、全くそれが名目金として、幕府より多大の保護を受けたがためである。即ち若しも名目金の借主が其の返納を遲滞するが如きことあれば、例へば大阪に於ては次の如く天保元年正月十四日及び弘化元年十二月十八日の兩度に互り、特に布告を發して返納方を督促して居る。

『紀伊殿用途金貸附所取建、役人出張貸附有之候間、市中借受候もの共不滯様可致旨、三郷町々々可申聞置候<sup>10)</sup>』

『紀伊殿用途金貸附之儀、等閑に相心得、其上去卯十二月世上金銀出入筋被仰出候趣相混じ、心得違いたし候もの有之様相聞候、右用途金之儀は御趣意有之、都而別段に相心得候様、今般改而被仰出候に付、貸附御免之御趣意厚相辨、借受候者ども已來納方不相滯様可致候<sup>11)</sup>』

7) 和歌山縣誌、上卷、891頁  
8) 同上、888頁  
9) 同上、896頁  
10) 大阪市史、第四、上、922頁  
11) 同上、下、1755頁

紀州家名目金はかくの如き幕府の保護があり、又元來名目金は借主に取つても比較的簡便容易に資金の融通を得るの道であつたから、<sup>12)</sup>該名目金は各地に於て盛に利用さるゝに至つたが、之と同時に弊害も少からず發生した。さればこそ天保十二年十月二十一日東條八太夫・中島嘉右衛門松浦榮之助の三名が連署で、江戸北町奉行遠山左衛門尉景元に上申した制度改革に關する意見書の冒頭に、紀州家名目金等を差止むべしと論述せし所以である。<sup>13)</sup>明治維新後舊弊打破を標榜せる明治政府がかゝる弊害の多き名目金を存續することは到底之を認むる筈なく、早くも明治元年三月十八日に發せられし名目金廢止の結果、紀州家名目金も禁止さるゝに至つた。<sup>14)</sup>

### 三、貸附資金

紀州藩が文政十年より明治五年迄の間に貸附けたる金額は金百十七萬千四百七十三兩三分永四十一文、錢三百八萬七千三百四十二貫五百九十九文、舊金百六十九兩一分三朱で、明治五年五月の上申によれば、當時の貸附高は、金九十六萬八千六百六十兩二分永三十八文、錢二百八十四萬三千七百五十八貫二百五十一文であつた。此の内官金の貸附高は金五十九萬七千九百九兩一分二朱永五文で、私金即ち富商より差加金として名目金の貸附資金に加入せる部分は錢二百八十四萬三千七百五十八貫二百五十一文(金に換算すれば金一兩が錢十貫として約二十八萬四千三百七十六兩に當る)、金三十七萬千五百五十一兩二朱永三十三文で、私金は合計約六十五萬五千九百二十七兩に達した。<sup>1)</sup>此の計算によれば、官金の貸附金も相當巨額に昇り、私金と夫程大差なき状態であるが、果して此

12) 堀江保藏、前掲論文、日本經濟史研究、324—31頁  
 13) 幸田博士、「明治政府と名目金」  
 14) 吉川秀造、同上、888頁  
 1) 和歌山縣誌、上卷、

の大金は紀州藩の財産と見らるべきものであつただらうか。成程紀州家名目金は前に述べたる如く幕府よりの拜領金たることを其の名目として居るが、之は單に其の債權を保護する目的よりして、殊更にかゝる名目を冠したる迄で、其の眞實は決して幕府よりの拜領金でない。勿論紀州藩は屢々幕府より拜領金を下附されて居る。即ち藩祖頼宣の時最初家康の御遺金三十萬兩、後又十萬兩、更に又退穩の翌年十萬兩拜領し、其の後も時々幕府より借財して居るが、此等は何れも紀州藩の財政窮乏を救濟するの資となつたもので、此等の資金を運用して利殖するが如き餘裕は全然存しなかつた。而して又紀州藩は藩祖の時より常に財政窮乏し、其の打開策として其の借財の棒引迄も再三再四斷行せし程で、人々に貸附くるが如き資金は鏝一文も持ち合せなかつたのであるから、約六十萬兩の官金を貸附けたとあるけれども、此等の資金は紀州藩所有の資金ではなく、全く他人の資金に外ならなかつた。即ち紀州藩は一方町人等より金錢を預り、他方之を貸附け、全く今日の銀行と同じ業務に従事して居たのである。然らば紀州藩はかゝる貸附資金としての預金を幾何有したかといふに、明治五年の調査によれば、預金高として金二十八萬九百四十一兩二分二朱永二文三分あり、別に又普通の借入金と合算せるものが金七十七萬四百八十六兩一分一朱永二十九文八分、錢二十三萬六千二百四十二貫六百五十二文あつた。後者の内幾何が預金であるかは不明であるが、兎に角官金の貸附高に相應する預金高を有せしことは想像するに難くない。尙大津御用所に就きて見るに、同所に於ける明治五年の預り高は金一萬三千五百二十六兩一

2) 同上、872—8頁  
3) 同上、870頁

步一朱永九十七文七分、銀二百十二貫六百六十四匁(此金二千二百六十兩二分永四十二文八分)、合計金一萬六千七百八十六兩三步二朱永七十八文で、同所に於ける官金貸附高は其の總計を明確に知ることを得ないが、明治五年の調査によれば、約金一萬兩以上に達するから、官金として貸附けられたる金員は總べて之を富商より預金として預りしものであると言ふことが出来る。

而して紀州藩は其の貸附所に於ける貸附資金を得る手段として其の多くは左の如く今日の定期預金と同じ方法によつたものゝ如くである。

預り金之事

一金三百兩也

但利足月七朱

右者 御用預り申處實正也 返濟之儀は 脇書之通限月元利相渡可申候

爲後證仍而一札如件

大津

紀州御用所

文久三亥三月

鈴木治右衛門

川島宗兵衛殿

岡本春輔

覺

一金四百八拾八兩也

但利足月壹割

右者 御用濃州各務即西市場村西外貳ヶ村は爲御貸附金預り申處實正也

返濟之儀は取立之上相渡可申候爲後證仍而一札

如件

笠松

紀州御用所

天保十一子四月元

詰合 鈴木次右衛門

4) 同上、871頁。  
5) 同上、883頁。  
6) 川島家文書 886頁

萬延元年十二月改

松本恒十郎

川島宗兵衛殿

此の後者の例證によりては紀州藩が名目金を貸附せし場合、借主の必要とする金員を富商より調達し、それを直に右より左へと融通せしことが分る。此の場合に於ては紀州藩は全く仲介人として活動せし姿である。尙川島家の例によりて見るに、紀州藩は更に義倉講・積立講・仕法講等の名稱で講を成立せしめ、其の講金を以て其の貸附資金となした。

紀州藩は名目金を貸附くる場合、所謂官金のみを以てせず、私金と合せて貸附けしことが少くなかつた。此の場合には紀州藩は其の私金出資者に次の如き一札を提供した。

一札之事

但利息月九朱半戊八月限

一銀四拾貫目也

右者矢島藤五郎様に六拾貫目御貸附之内に被致加入候處實正也限月取立次第可相渡候爲後證仍而一札如件

大津

紀州御用所

文久貳戌年五月

鈴木次右衛門

川島宗兵衛殿

菱田作兵衛

徳川時代盛に行はれし寺社名目金にありては、寺社が町人に名目を貸與し、名目料として運上を取る場合が少くなく、否な後にはそれが名目金の本質ともなつたもので、「世事見聞録」に「又町人百姓等へ右等（祠堂金・相續金のこと……筆者註）の名目のみ貸遣して運上杯とるなり」と言へるが

7) 同上、  
8) 同上、  
9) 世事見聞録(近世社會經濟叢書、第一卷)、97頁

如くであつた。紀州家名目金に於ても、紀州藩自身が貸附の如き煩雜なる事務を摯ることを止め、富商自らをして其の名目金の貸附を行はしめ、其の冥加金として、例へば次の事例の如く御印料を上納せしめしことが屢々あつた。

『 乍恐奉歎願口上書<sup>10)</sup>

歎願人 川島屋宗兵衛

右歎願人宗兵衛奉申上候 御館入蒙御免御蔭を以家名相續之仕難有仕合に奉存候然る所御用途金御貸付夫々口々出金仕置候處元來商内元手金を以繰合せ尙又他借等仕御用相達し爲冥加御印料年々上納仕來候(以下略す、傍點筆者)

而して近江の八幡に設置せられし紀州藩御用所へ名目金の名目料として八幡の富商梅原次郎兵衛は天保七年十二月冥加金たる印料を二十三兩二朱四匁五分上納して居る。<sup>11)</sup>

單獨で貸附ける場合に、借主が紀州藩御用所を経ずして直接貸主へ借用證書を提出せる場合もあつたが、多くは矢張御用所に借用證書が提出されたものゝ如くである。貸主が一人でなく、數人共同して貸附くる場合には、必ず借用證書は御用所宛になり、御用所は更に各出資者に夫れ夫れ次の如く割證札<sup>12)</sup>又は枝證文<sup>14)</sup>を提供した。

『 割證札之事

一金貳百七拾兩也

但利息年五朱寅年貳拾ヶ年割納之筈

右者濃州大野郡中之元郷中の御貸附金之内は被致加入候處實正也返濟之儀は脇書之通元利取立相渡可申候依而一札如件(以下略す)

書 書書  
文 日記  
家 日記  
日 日記  
10) 川島梅原  
11) 川島梅原  
12) 川島梅原  
13) 川島梅原  
14) 川島梅原

#### 四、貸附方法

(一) 紀州藩御用所 前に述べたる如く、紀州藩は其の名目金を貸附くるため、各所に御仕入方の出張所を設置し、該出張所を夫れ夫れ紀州藩御用所と稱した。各御用所へは和歌山より藩士が派遣されて、貸附事務に従事した。而して御用所には其の貸附を周旋する口入即ち御用元なる者が出入し、各自扶持を受けて、差加金の出資者及び借手の斡旋をなした。御用元は申す迄もなく身元の確實なる者が選定されたのであつて、例へば大津御用所に於ては二十三人、八幡御用所に於ては十五人の御用元が出入した。

(二) 貸附方法 紀州家名目金は悉く擔保附で貸附けられたもので、例へば質入の方法によりて貸附が行はれしことは左に引用する觸書によりて之を知ることが出来る。

觸書

大阪町奉行

紀伊殿御貸附金之儀、以來武家並町人より根質、其外引當之品を以御貸附相滞候節、品々取立方之儀に附、先達て御達之趣を以、江戸表に相伺候處、此節御下知有之候間、質物引當之品等、取立分相滞候節は奉行所にて取立、役手之向に相渡可申候、尤武家より之引當物等は當表にて難取計、町人共より引當物之内にも差支の品有之候間、兼て被相心得、差支不相成引當之品滞候節は可被申立候

文政六年未十二月二十四日

以上の如く質貸而かも根質貸も行はれたが、又抵當貸も行はれ、借主が假令諸侯の如き者であっても、充分なる抵當の提供を要求せしことは、例へば仙臺藩が安政四年二月一萬兩を借り受けし場合に之を見ることが出来る。尙一般に貸附に就き左の如く規定した。

1) 川島家文書  
 2) 日本文書  
 3) 梅原日記  
 4) 和歌山縣誌、上卷、878-81頁  
 5) 中井家文書  
 6) 和歌山縣誌、上卷、880-1頁

御貸附條目

弘化四未年六月

一 御用途御備金御貸附取扱之儀、此領分他領共御出入手次を以願書差出させ、評儀之上引當且身元判元等取調手堅筋に候得ば、御貸可取計事

却て二重貸に不相成様松坂御用所可申合、御領分は兩願に可取計事

一 御貸附證文認様定法之通入念取置、班々にて不相成様、公邊御達等に相成候節、不都合無之様可取計事

一 利足之儀公邊御趣意も有之、一割已上貸方不相成事

一 返納之儀六ヶ月限に取計、再借願出貸延に相成候節、利足月踊り等無之筈、自然返納相滞り候利足元銀え詰込之儀不相成事

一 御かね御貸附之節、連印之もの並手次御出入立合せ、役人直に貸渡可申事

一 御貸附判元調越候役人共、道中雜用等借主より相賄、猶又見分先中にて菓子料と唱禮金等受申間敷事

右之節酒肴等差出馳走ケ間敷儀不相成筈、自然及時刻に候はゞ、湯漬等差出候儀は格別之事

一 御貸附御達渡國々左之通

山城 大和 近江 攝津 河内 播磨 和泉 丹後 但馬 若狹 越前 美濃 伊賀 伊勢

一 御貸附返納相滞候節精々取立、手限り難及取扱筋、又は目安受に相成候筋等、其所々町奉行御代官に御達取計候事  
右取扱之上にも返納及遅滞筋は、御達下御計の上、關訴御取計可相成事

(三)借主 如何なる人が紀州家名目金を借用せしかに就きては、之を全般的に知ることを得ないが、京都・大津・八幡・笠松御用所に就きて見るに、金額の點に於ては諸侯が第一の貸附先で

借主數の點に於ては農民が最も多數を占めて居る。而して借主に一般武士を見出し得ないのは、恐らく一般武士は紀州家名目金を借るに充分なる擔保品を所有しなかつたがためであらう。又諸侯及び農民が名目金の借主でありしことは、徳川の中期以後諸侯及び農民が財政窮乏・生活困窮

の深淵に呻吟しつゝありしことを物語るものと言ふべきであらう。

## 五、紀州家名目金と近江商人

紀州藩は、其の名目金の貸附に基きて、一方富商より資金を預り、他方之を貸附けて所謂利鞘を獲得し、又富商に名目金の名を貸與することによりて、冥加金を徴し、以て収入を擧ぐることを得たのであるから、富商の資金をより多く運用すれば、夫れ丈け収入を増大せしむることを得た譯である。茲に於て紀州藩は富商の多く存在する三都及び其の輩出したる近江竝に伊勢に目を着け、江戸・京都・大阪・大津・大垣・松坂・八幡・笠松等に御用所を設置して、盛に名目金の貸附を行つた。其の中松坂は紀州藩領内であるから當然のことであるが、近江竝に其の周圍に設置せられたる京都・大津・八幡・大垣・笠松は全く近江商人の資金を利用せんとするの目的を有した。

徳川時代大商人を出したる地は近江及び伊勢で、殊に近江商人は全國的に其の商權を擴張し、全く當時我國の商權を掌握した。先づ商業によりて巨富を手にし近江商人は、其の富を確實に且つ永久的に利殖せんとして、次いで金貸業に従事して、金融界をも支配するに至つた。即ち三都に於ける金融は勿論のこと各地方の金融を支配し、又當時近江商人の資金を利用し得た結果として、各地の産業は大に勃興した<sup>1)</sup>。かくの如き莫大なる資金を擁したる近江商人に紀州藩が逸速く着目せしは當然のことと言はざるを得ない。

紀州藩が最初大津・京都に御用所を設置して、名目金の貸附を開始するや、直に近江商人をし

1) 拙著、日本商業史、118—30頁。拙稿、「近江商人と地方金融」(經濟論叢第三十三卷、第三號)

て其の資金を供給せしむべく努力せしことは申す迄もなく、即ち資金の需要なれば、近江商人をして、或は單獨で、或は又數人共同して、差加金を出資せしめた。例へば八幡の富商は既に文政年間より差加金を出して居るのであるが、天保五年四月桑名藩より京都御用所へ金八百兩の名目金借用方の申込があるや、直に八幡在住の富商八名が次の如き割合を以て出資して居るが如きは、其の一例である。

三百兩寺市

百兩大二

百兩市田

百五十兩麻喜

百兩筆九

五十兩九平

五十兩樹五

五十兩梅原

メ八百兩

紀州藩京都御用所は八幡在住の富商の資金を利用して、名目金の貸附に従事したが、取引の發生毎に、京都と八幡との間を往復するは双方共に不便であるとして、八幡に御用所を設置することにした。即ち天保七年五月京都御用所勤の役人八幡へ來りて、從來同所へ出入せし八幡の富商梅原次郎兵衛へ御用所設置の盡力方を依頼し、遂に其の盡力により「紀州御貸附京都出張御用所」の設置は幕府より兩三年の意味に於て許可せられた。御用所詰の役人は京都より出張し、梅原は御用所御名代に任ぜられて、三人扶持を頂くことになり、次いで同年八月名目金貸附資金を出資する富商も決定せられた。かくして其の後天保十三年六月其の廢止さるゝ迄、盛に近江商人の資金を運用して、紀州藩は相當の収入を擧げた。八幡御用所廢止後、京都・大津及び笠松御用所に於ては相變らず近江商人の資金を利用せしもので、京都に於ては例へば日野出身の富商中井正治

2) 梅原日記  
3) 梅原日記

右衛門の資金一萬兩を安政四年仙臺藩へ貸附け<sup>4)</sup>、又日野の富商辻惣兵衛の資金一萬數千兩を嘉永六年諸方面へ運用し<sup>5)</sup>、更に又八幡出身の富商原田四郎左衛門も紀州名目金の貸附に参加した<sup>6)</sup>。大津御用所は勿論のことであるが、笠松御用所も主として近江商人の資金を運用せしもので、其の主なる出資者として神崎郡五箇莊の川島宗兵衛を擧ぐることが出来る<sup>7)</sup>。

近江商人としても其の資金を利殖するがためには、名目金の貸附に参加することが最も有利であつたから、近江商人の方が寧ろ紀州家名目金を利用せし姿である。八幡に於ける御用所の設置は一に近江商人の希望に係る處で、彼等は其の御用所を利用して、利殖を圖らんとしたのである。さればこそ天保十二年二月御用所引拂の議が発生するや、御用所出入の富商は直に相集りて、其の存續方を和歌山の御仕入方へ歎願した。愈々八幡御用所の引拂が決定するや、天保十三年四月八幡近在の江頭へ移轉すべく、他の二三の富商は紀州役人へ願出でたのであるが、之は畢竟御用所を八幡附近に存置することによりて、彼等の資金を有利に運用せんとの意圖より出でしものである。

紀州家名目金の貸附に差加金を出資することは當時甚だ有利なる投資方法であつたため、資金を擁せし近江商人は競つて其の出資に参加した。而して出資参加の希望者は御用所より其の許可を得べく、次の如き願書を提出する必要があつた<sup>8)</sup>。

『 奉 願 口 上 』

書 十書 二號  
文書 第 文書  
家文、家文  
井家湖島家  
中辻太川川  
4) 5) 6) 7) 8)

東江州神崎郡塚本村

川島屋宗兵衛

私儀

御屋舖御用向相勤申度奉存候に付御館入奉願上度候何卒宜御聞濟被爲成下候は、難有仕合奉存候依之書付を以奉願上候以上

文政十年亥四月

紀州様御屋舖

川島屋宗兵衛印

川島屋宗兵衛

右

身元相應に而實體之者に御座候尙又宗兵衛儀老年に御座候得ば萬端弟分家川島屋佐兵衛儀代人相勤申度候是又宜御聞濟被爲成下候様仕度奉存候仍而奥書仕奉願上候以上

江州日野上之町

大津屋清右衛門印

御出入

此の歎願書は大津・大阪・和歌山の役所へ廻附された上、決定さるゝのであるが、只一片の願書のみでは容易に聞入れられなかつたため、川島宗兵衛は大津御用所竝に大阪御用所出張の各役人及び和歌山の御仕入方の役人に至る迄、所謂賄賂を贈り、合計約二十五兩の運動費を費消して、漸く其の目的を達した。かくの如き多額の運動費を費消して迄、名目金に出資せんとせしは、名目金の貸附に参加することによりて、少からざる利益を擧げ得たがためで、従つて又出願者が多數存したために、自ら贈賄運動をも必要とするに至つたのである。又かゝる事情の存せしことは取りも直さず紀州家名目金が時代の要求換言すれば富商の要求に投ずる處少からざりしことを示すものである。

## 六、結 語

徳川幕府の親藩三家の一つたる紀州藩が當時盛に行はれし名目金貸附を行ひ、以て資金の需要供給の仲介を業とするに至りし事情は大略以上述べたるが如くであるが、苟も紀州藩たるものが、悪く言へば高利貸の手代の如き役割を演ずるに至つたのは、全く其の財政窮乏の結果に外ならぬ。而して何が故に財政窮乏を來せしかに就きては、種々説明さるる處であるが、要するに時勢は既に貨幣經濟の域に進展して居るにも拘らず、己れは未だ封建社會の基礎條件たる土地經濟に基きて立てるが故に、財政窮乏なる破綻を醸さざるを得ざるに至つたのである。即ち貨幣經濟の進展に伴ひ、諸侯は最早土地經濟に依つて居ては到底其の存立を支持し得ざる状態に立ち到つたのであつて、紀州藩が高利貸の手代に類するが如き名目金の貸附を行ひて、多少なりとも其の收入増加を圖つたのは、已むを得ざるに出でたる窮策の一つで、貨幣經濟の範域に突入することによりて、其の展開策を圖つた譯である。而して紀州藩が貨幣經濟活動によつて其の展開策を講ぜしことは又諸侯存立の基礎たる土地經濟の範域を脱却しつゝあることを意味し、延いて又封建社會の下に於ける諸侯としての本質を喪失しつゝあつた譯である。兎に角紀州藩が名目金の貸附を行ひしことは封建社會崩壊過程の一相を示すもので、此の點に於て、紀州家名目金は他の寺社名目金等と多少其の重要性を異にして居る。即ち寺社名目金は唯財政經濟上の重要性を有せしに過ぎないが、紀州家名目金は更に社會政治上に於ても重大なる意義を有したものと云はざるを得ない。